

中野市子ども・子育て会議について

1 設置の趣旨

子ども・子育て支援法第 72 条において、市町村は、条例の定めるところにより「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務処理をするため、審議会その他合議制の機関を設置することが求められています。

本市においては、平成 26 年 3 月に「中野市子ども・子育て会議条例」を制定し、「中野市子ども・子育て会議」を設置しました。

2 中野市子ども・子育て会議の審議事項等

【中野市子ども・子育て会議条例第 1 条】

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項の規定により、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議するため、中野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

【子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項（抜粋）】

- (1) 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育園）の利用定員の設定に関すること
- (2) 特定地域型保育事業（小規模保育等）の利用定員の設定に関すること
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関すること。

※(4)の「必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関すること」について

市町村の子ども・子育て会議には、「関係者が政策のプロセス（PDCAサイクル）に、政策立案から実行、評価まで一貫して関与する場」としての機能が求められており、調査審議の内容として、具体的に次のことが国から示されています。

- ・ 幼児教育・保育・子育て支援のニーズが適切に把握されているか
- ・ 幼児教育・保育の提供体制のあり方や目標
- ・ 事業の点検評価
- ・ 計画について見直すべき部分がないか など